



子育てに関わる休暇



福島大学男女共同参画推進専門委員会

平成 24 年 4 月作成

平成 31 年 2 月改訂

令和 4 年 6 月改訂

令和 5 年 3 月改訂

目次

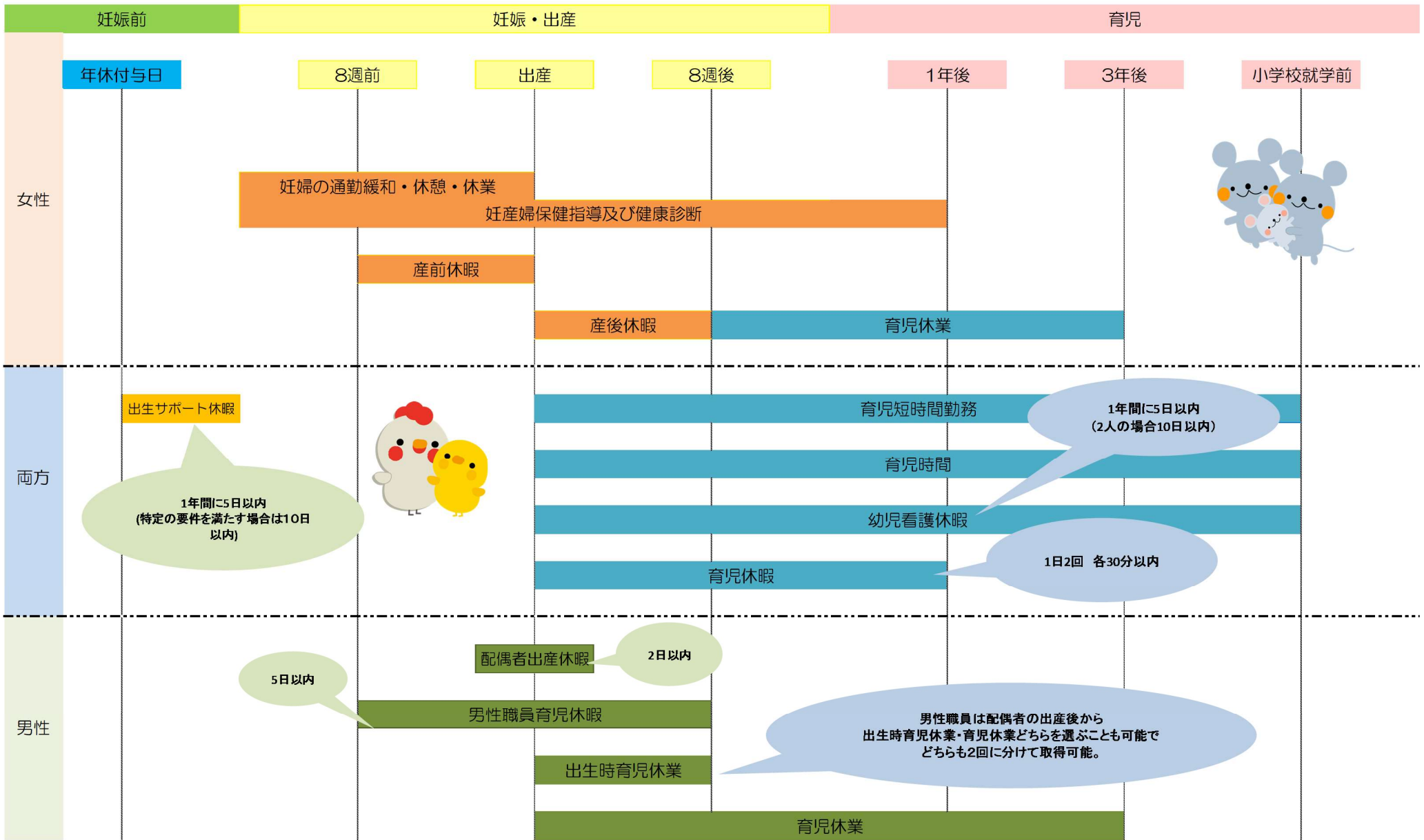
1. 子育てに係る休暇等の例・・・・・・・・・・ 2
2. 子育てに係る休暇等一覧・・・・・・・・・・ 3



各種制度の利用をご希望の方は、詳細をご案内いたしますので、
人事課までお問い合わせください。

- 育児休業の取得に関するご相談・問い合わせ 人事課任用係・労務係
- 育児休業給付金等に関するお問い合わせ 人事課労務係
- 育児休業申出書の提出 (教員) 所属部局の事務室 (職員) 人事課任用係
人事課任用係 548-8007(内線2283) sjinji@adb.fukushima-u.ac.jp
人事課労務係 548-8008(内線2288) roumu@adb.fukushima-u.ac.jp

子育てに係る休暇等の例





子育てに係る休暇等一覧

種類	期間	常勤職員			非常勤職員						提出書類
		女性	男性	有給・無給	契約職員			パートタイム職員			
					女性	男性	有給・無給	女性	男性	有給・無給	
1 出生サポート休暇	1年間（年次有給休暇付与日から1年間）において5日（当該通院等が体外受精その他の学長が認める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）	○	○	有給	○	○	有給	○	○	有給※	特別休暇簿
2 妊婦の通勤緩和	職務専念義務を免除された期間	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
3 妊婦の休憩・休業	職務専念義務を免除された期間	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
4 妊産婦保健指導及び健康診断	職務専念義務を免除された期間	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
5 産前休暇	産前8週間（多胎の場合14週間）	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給※	特別休暇簿
6 産後休暇	産後8週間（出産日の翌日から）	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給※	特別休暇簿
7 配偶者出産休暇	配偶者が出産する場合に2日の範囲内	×	○	有給	×	○	有給	×	○	有給※	特別休暇簿
8 男性職員育児休暇	配偶者の産前及び産後8週間の期間で5日の範囲内	×	○	有給	×	○	有給	×	○	有給※	特別休暇簿
9 出生時育児休業（通称：産後パパ育児）	子の出生後8週間以内に、合わせて4週間（28日間）までの範囲内	△	○	無給	△	○	無給	△	○	無給	育児休業申出書
10 育児休業	子どもが3歳に達するまで	○	○	無給	△	△	無給	△	△	無給	育児休業申出書
11 育児短時間勤務	子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	勤務時間に応じて支給	○	○	勤務時間に応じて支給	○	○	無給	育児短時間勤務申出書
12 育児時間	子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	勤務しない時間について減額	○	○	勤務しない時間について減額	○	○	無給	育児時間申出書
13 幼児看護休暇	子どもが小学校就学の始期に達するまで、1年間に5日（2人の場合10日間）	○	○	有給	○	○	有給	○	○	無給	特別休暇簿
14 育児休暇	子どもが1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内	○	○	有給	○	○	有給	○	○	無給	特別休暇簿
- 所定外労働の免除	妊娠中又は出産後1年に達するまで、もしくは子どもが3歳に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	所定外労働免除申出書
- 時間外労働の制限	子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	時間外勤務制限申出書
- 深夜勤務の制限	妊娠中又は出産後1年に達するまで、もしくは子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	深夜勤務制限申出書

※6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者、かつ、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は1年間の勤務日が121日以上であるパートタイム職員に限る。

妊娠前に関する制度

1. 出生サポート休暇

対 象	不妊治療を行う職員
期 間	1年間（年次有給休暇付与日から1年間）において5日（当該通院等が体外受精その他の学長が認める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給

妊娠期に関する制度

2. 妊婦の通勤緩和

対 象	女性職員
期 間	妊娠して本人が申し出た期間
提 出 書 類	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給

3. 妊婦の休憩・休業

対 象	女性職員
期 間	妊娠して本人が申し出た期間
提 出 書 類	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給

4. 妊産婦の保健指導及び健康診査

対 象	女性職員
期 間	妊娠・出産した本人が申し出た期間
提 出 書 類	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給

出産期に関する制度

5. 産前休暇

対 象	女性職員
期 間	産前8週間（多胎の場合は14週間）
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給

6. 産後休暇

対 象	女性職員
期 間	産後8週間（産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給



7. 配偶者出産休暇

対 象	男性職員
期 間	配偶者が出産のため病院に入院するなどの日から出産の日後2週間以内に2日の範囲内
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給



8. 男性職員育児休暇

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員
期 間	配偶者の出産予定日の8週間前から出産の翌日から8週間までの期間で5日の範囲内
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給

育児期に関する制度

9. 出生時育児休業（通称：産後パパ休暇）※パパ育休は法改正により廃止となりました。

対 象	男性職員（養子の場合等は女性も取得できます）（※1要件有）	
期 間	子の出生後8週間以内に合わせて4週間（28日間）まで取得可能。（※2）	
申 出 期 限	原則、育児休業開始日の2週間前までに人事課任用係まで申し出ること。	
取 得 回 数	2回に分けて取得可能（原則、始めにまとめて申し出る必要あり。）	
提 出 書 類	育児休業取得する場合	育児休業申出書
	育児休業の期間を変更する場合	育児休業期間変更申出書
	育児休業を撤回する場合	育児休業撤回申出書
給 与	無給（※3、4）	

10. 育児休業

対 象	3歳に満たない子を養育する職員（※1要件有）配偶者が専業主婦（夫）、また夫婦同時でも取得可能。	
期 間	子が出生した日（育児休業に係る子を出産した職員は産後休暇の終了後）から満3歳に達する日（誕生日の前日）までの間で職員が育児休業申出書に記載した連続した一定の期間（※2）	
申 出 期 限	原則、育児休業開始日の1か月前までに人事課任用係まで申し出ること。	
取 得 回 数	2回までの分割取得が可能。	
提 出 書 類	育児休業取得する場合	育児休業申出書
	育児休業の期間を変更する場合	育児休業期間変更申出書
	育児休業を撤回する場合	育児休業撤回申出書
給 与	無給（※3、4）	

※1 育児休業を取得するための要件

契約職員、パート職員、嘱託職員または非常勤講師に関しては、以下の要件に該当する場合には取得可能です。

- ・ 出生時育児休業 申出時点で当該子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに任期が満了し、更新されないことが明らかでない者
- ・ 育 児 休 業 申出時点で、子が1歳6か月に達する日までに任期が満了することが明らかでない者

※2 育児休業期間の変更（開始・終了各1回に限り変更可）

育児休業終了予定日の変更は、終了予定日の1カ月前の日までに申し出てください。（出生時育児休業の場合は2週間前）

育児休業開始予定日の変更の要件は、育児休業規程を確認いただくほか、担当へ確認してください。

※3 休業中の給与は無給となりますが、受給要件を満たしていれば育児休業給付金が支給されます。

育児休業中の給付金（R4.10.1現在）

①出生時育児休業給付金（雇用保険より）	当該休業を取得した場合に支給されます。 休業開始時賃金日額（*）×支給日数×67%
②育児休業給付金（雇用保険より） または ③育児休業手当金（共済組合より）	②休業開始時賃金日額×支給日数の67%（育児休業の開始から6か月経過後は50%） <u>③共済組合員で、かつ、②の育児休業給付金が支給されない場合（例：雇用保険の加入期間が1年未満）のみ、要件を満たせば支給されます。②と③の両方は支給されません。</u> 標準報酬日額×支給日数の67%（共済組合加入者のみ、協会けんぽ加入者は対象外）（育児休業の開始から6か月経過後は50%、雇用保険育児休業給付金受給対象外の職員）

* 休業開始時賃金日額

原則、休業開始前6か月間の賃金を180で除した額（保険料等が控除される前の額。賞与は除く）。出生時育児休業給付金が支給された日数は、育児休業給付率67%の上限日数である180日に通算されます。

例）出生時育児休業を28日間取得した場合、給付率67%となるのは残り152日間となります。

・例外的に、夫婦がともに育児休業をとる場合（パパママ育休プラス）は1歳2か月、1歳の時点で保育所に入所できない場合など特別な事情がある場合は1歳6か月、または2歳の誕生日の前々日まで支給対象期間が延長になる場合があります。

・大学における育児休業の許可期間（最長3年）と、給付金の給付期間（通常は1歳未満の子を養育する場合）は異なるルールのため、育休取得期間を検討する際にはご注意ください。

※4 産前産後・育児休業期間中の社会保険料（共済（健康保険）・厚生年金）免除（R4.10.1現在）

・産前産後休業期間（女性のみ）

申出により、出産の日以前42日（多児妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間の保険料が免除されます。

・育児休業期間

（給与分）以下のいずれかに該当する場合、当該月の社会保険料が免除されます。

①その月の末日が育児休業期間中である場合（例：1月28日～31日の育児休業＝1月分免除）

②育児休業を開始した日の属する月の途中に一定の期間（14日）以上の育児休業を取得した場合

※ただし、連続した2以上の育児休業を取得している場合には一つの育児休業とみなされ、当月中に14日以上休業取得をしても免除とならない場合があります。

（賞与分）育児休業等の期間が、賞与を支払った月の末日を含む連続した1か月超の場合に限り、賞与にかかる社会保険料が免除されます。

復帰後の育児に関する制度

1.1. 育児短時間勤務

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期 間	子が小学校就学の始期に達するまでの間で職員が申し出た期間（1月以上1年以下の期間に限る）
勤 務 形 態	①1日につき4時間勤務（土曜日及び日曜日以外の日） ②1日につき5時間勤務（土曜日及び日曜日以外の日） ③1日につき6時間勤務（土曜日及び日曜日以外の日） ④週3日7時間45分勤務（土日以外2日休日） ⑤週2日7時間45分勤務、週1日4時間勤務（土日以外2日休日） 《変形労働制》 ①1週間当たりa.19時間30分、b.20時間、c.23時間15分、d.25時間勤務（4週ごと8日以上の日） ②1週間当たりa.19時間30分、b.20時間、c.23時間15分、d.25時間勤務（52週を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合の日を休日とし、休日が4週間につき4日以上とする。1週当たりの勤務時間は42時間を超えない。）
取 得 回 数	小学校就学の始期に達していない子を養育している間は請求可（原則同じ子に係る育児短時間勤務の申出は、前に申し出た期間終了の日から1年を経過しない場合は行うことができない）、期間延長可
提 出 書 類	育児短時間勤務申出書
給 与	勤務時間に応じた額を支給（期末・勤勉手当の在職期間から除算有）

1.2. 育児時間

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期 間	子が小学校就学の始期に達するまでの間で職員が申し出た期間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分単位
提 出 書 類	育児時間申出書
給 与	勤務しない時間について減額（勤勉手当の在職期間から除算有）

1.3. 幼児看護休暇

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期 間	子が小学校就学の始期に達するまでの間で、その子の看護、予防接種又は健康診断を受けさせるため、5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）の範囲内
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給（パートタイム職員は無給）

1.4. 育児休暇

対 象	生後1年に達しない子を育てる職員
期 間	子が生後1年に達するまでの間で、1日2回各30分以内
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
給 与	有給（パートタイム職員は無給）

